

教育ローンを拡充しています

● 日本政策金融公庫からのお知らせ ●

日本政策金融公庫では、子どもの教育資金を必要とする人向けに、教育貸付を取り扱っており、東日本大震災で被災した皆さんに「災害特例措置」を実施しています。

り災証明書などを受けた人を対象に、次の災害特例措置を実施します。

項目	(参考) 現行	特例措置の内容
所得制限	子どもの人数に応じて、世帯年収(所得)が以下の金額以内 子ども1人世帯790(590)万円 2人世帯890(680)万円 3人世帯990(770)万円 ※4人世帯以降は、一定額を上乗せ	子ども1人世帯および2人世帯の世帯年収(所得)上限額を引き上げ 子ども1人世帯 } 990(770)万円 2人世帯 } ※3人世帯以降は現行どおり
返済期間	15年以内	18年以内に延長
貸付利率	2.55%(母子家庭は2.15%)	2.15%(母子家庭は1.75%)に引き上げ

※1. 取扱期間 3月31日(土)まで

※2. 貸付利率の引き下げは、昨年3月11日以降の融資実行分についての取り扱いになります。

【その他の制度概要】

貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円
融資の対象になる教育施設	高校、短大、大学・大学院、専門学校、各種学校、予備校、職業能力開発校、海外の高校・大学など
使いみち	入学・在学のために必要となる1年間分の教育費 (入学金、授業料、施設設備費、受験にかかった費用、アパートなどの敷金・家賃、通学費用、教科書代、学習用品費、学生の国民年金保険料など)
保証	証 公益財団法人教育資金融資保証基金

※審査の結果、お客様の要望に添えない場合があります。

(返済額)

返済額(年2.15%および年1.75%(母子家庭)、昨年11月10日現在)の目安

(保証料)

保証料の目安(融資額100万円あたり)

融資額	返済期間	毎月の返済額	
		年2.15%	年1.75%
300万円	5年(59回払)	53,700円	53,200円
	10年(119回払)	28,100円	27,500円
	15年(179回払)	19,700円	19,100円
200万円	5年(59回払)	35,800円	35,500円
	10年(119回払)	18,700円	18,400円
	15年(179回払)	13,100円	12,800円
100万円	5年(59回払)	17,900円	17,800円
	10年(119回払)	9,400円	9,200円
	15年(179回払)	6,600円	6,400円

返済期間	保証料(総額)		
	元金据置期間なし	元金据置期間2年	元金据置期間4年
5年	33,923円	40,707円	47,492円
10年	67,467円	80,960円	94,453円
15年	101,713円	122,055円	142,398円

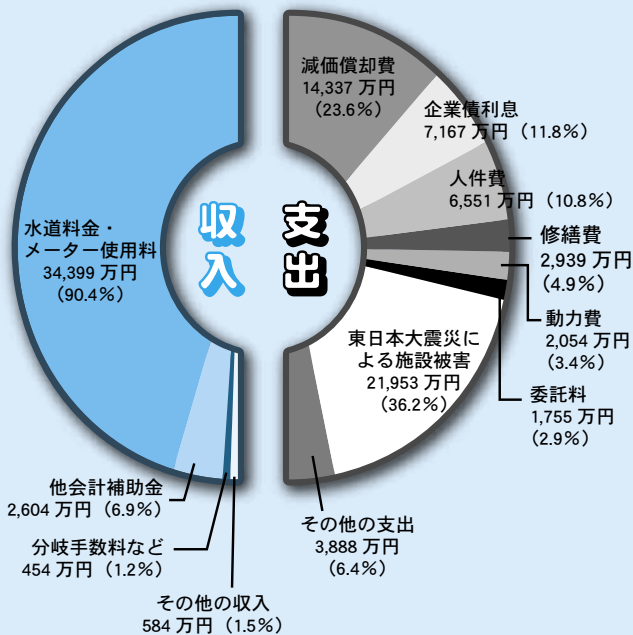
【問い合わせ先】教育ローンコールセンター(ナビダイヤル☎0570-008656)

水道事業の決算状況を報告



平成22年度の水道事業会計決算の状況をお知らせします。水道事業は、公営企業(※1)として、市の会計から独立した経理処理をしており、事業運営を行うための「収益的収入・支出」(※2)と、建設工事を行うための「資本的収入・支出」(※3)に分かれています。

● 収益的収支



総収入 38,041万円
 - 総支出 60,644万円 = △ 22,603万円 (純損失)

収益的収支

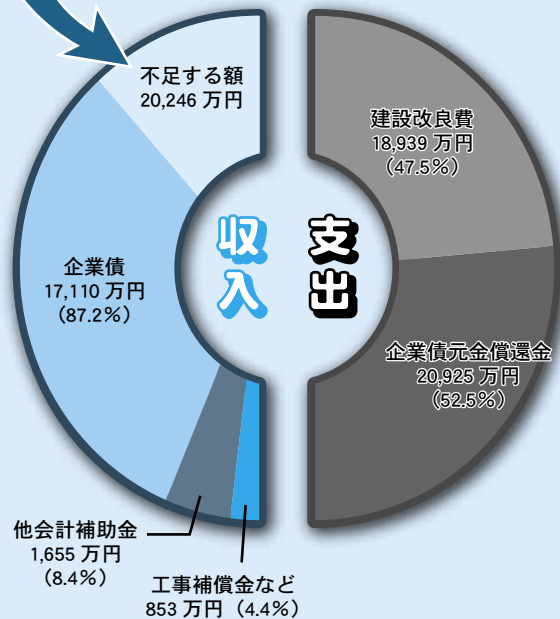
(水道事業の運営に関するもの)

収入は、前年度より約七千三百十八万円少ない約三億八千四十一万円になりました。減少の主な要因は、二月分水道料金のデータ消失により、給水収益に計上できなかったことと、三月分水道料金を請求できなかったことによります。支出は、前年度より約一億九千九百四十四万円多い約六億六千四百四十四万円になりました。増加の主な要因は、東日本大震災による施設被害額二億九千九百五十三万円を特別損失に計上したことによります。

この結果、純損失は約二億二千六百三万円になりました。

平成22年度の減価償却などで補てんする額……15,588万円
 前年度の純利益……4,658万円

● 資本的収支



資本的収支

(建設改良工事に関するもの)

収入は主に企業債で、新たに一億七千七十万円を借り入れました。年度末残高は約二十三億八千四百九十一万円です。

支出は、建設改良費と企業債元金償還金です。主な工事は第八次拡張事業として、矢作水源地と気仙配水池の電気機械計装設備工事や荒川地区の配水管布設工事を行いました。また、テレメーター装置、水位計、流量計などの更新工事を実施しました。

収入の不足分は、減価償却費や前年度純収益などで補てんしました。

安全・安心・安定 たかたの水道

よくある質問Q & A

Q：水道から白い水が出る。

A：水が白い場合、透明な容器にそそぎ、しばらく放置してみてください。沈でん物がなく、下から透明になっていく場合、水道水中の空気が細かい気泡となり、白く見えたと考えられます。この場合、飲用に差し支えありません。

Q：水道から赤い水が出る。

A：赤い水は、鉄管（亜鉛鋼管）の腐食や、水道管の工事などのため水の流れが変わったことにより出る場合があります。赤さびである水酸化第一鉄、水酸化第二鉄は健康にほとんど影響がありません。赤さびは水道水に着色障害をあたえるとともに、金属味、苦味などの不快な味を与えます。バケツ一杯程度流して透明になるようであれば飲用に差し支えありません。

Q：津波の水道水への影響は？

A：水道水には、国により安全性を十分考慮した水道水質基準が定められており、水道事業者によるその遵守と検査が義務付けられています。

津波により水源が被害を受けたことから、今後しばらくは、味に変化が出たり、洗濯時の泡立ちが悪くなる場合がありますが、飲用として健康に全く影響がありませんので安心してご使用ください。

平成22年度の主な建設改良事業

- ・配水管布設工事（荒川工区）……………5,859万円
- ・矢作水源地・気仙配水池電気機械計装設備工事……………3,786万円
- ・テレメーター子局装置更新工事……………1,890万円
- ・配水管布設替工事（六ヶ浦工区）……………1,568万円
- ・配水管布設替工事（二日市工区）……………945万円
- ・配水管布設替工事（要谷・福伏工区）……………924万円
- ・竹駒第1水源地取水ポンプNo.2電動弁更新工事……………693万円
- ・汚水管渠枝線工事（丑沢工区その1、その2）に伴う配水管移設工事……………680万円
- ・水位計、流量計更新工事……………523万円

不凍水抜栓の操作

長期不在の場合や冬期間の凍結・漏水防止のために、不凍水抜栓を閉める際に、中途半端に開閉すると、水が地下に流れ続ける場合があります。開閉する際は、水抜栓のハンドルが止まるまで回してください。



市水道と自家水の配管の接続は禁止されています！

市水道の配管と自家水の配管を接続することは、水道法で禁止されています。万一、自家水が病原菌などに汚染されていると、水道の本管を通り広範囲に伝染する危険がありますので、絶対にやめましょう。

水道に関する問い合わせは

○水道の使用開始や中止などの手続き、水道料金に関すること

業務係（内線242・243）

○漏水事故や水道工事、水質管理に関すること

工務給水係（内線240・241）

【用語解説】

※1 公営企業Ⅱ行政で運営する事業のうち、企業会計で独立して運営されるもの。公立病院や公営市場などを行っている自治体もあります。

※2 収益的収入・支出Ⅱ水道料金などの収入と、水道水を作り届けるための費用。

※3 資本的収入・支出Ⅱ国からの借入金やその返済費用、建設事業にかかる費用。

※4 減価償却費Ⅱ水道施設の価値が時間を経て減少すると仮定し、その減少分を耐用年数に基づき費用化したもの。（現金の支出が伴わない費用）

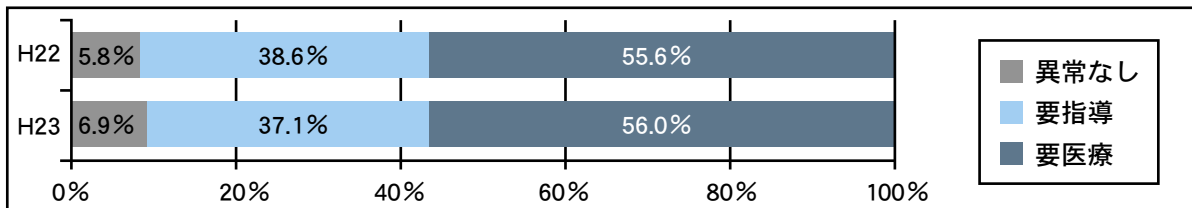
健診結果を活かして健康づくりをしましょう!!

10・12月に行われた特定健康診査(被災者健診)の結果を配布しています。「健康診断結果個人票」の結果は、健診時の「健康状態」を反映しています。「健康診断結果個人票」をよく読み、日頃の生活習慣を見直しながら、これからの生活に活かして“健康を高める”工夫をしていきましょう。

●特定健康診査(被災者健診)の結果

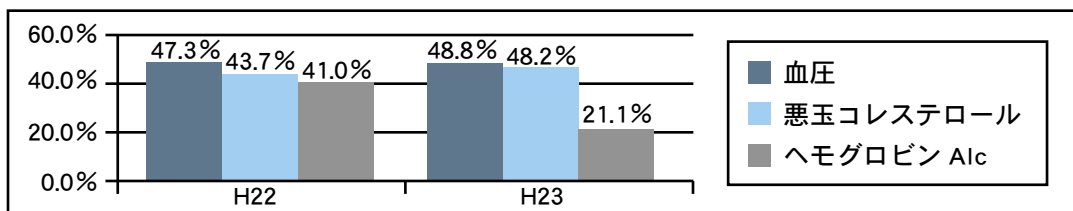
4,859人の受診者の総合判定の内訳は、「異常なし(判定A1・A2)」333人、「要指導(判定B)」1,804人、「要医療(判定C)」2,722人という結果でした。(グラフ1参照)

<グラフ1 総合判定結果の割合>



「要医療(判定C)や要指導(判定B)」の割合が多く、健康状態に何らかの不安を抱えている人が多いと考えられます。また、検査項目ごとに見ると、血圧や脂質検査、糖代謝検査の項目で軽度および異常所見がある人が多くなっています。(グラフ2参照)

<グラフ2 有所見(判定b・c)内訳>



●震災後、血圧値の高い人が多くなっています

昨年3月から8月にかけて、各避難所や仮設住宅で血圧測定した結果によると、最高血圧の平均値が正常な値(140mmHg以下)に比べ、約10~20mmHg以上高くなっており、夏場でも最高血圧値が低下していません。震災による生活環境の変化が「心的ストレス」となり、血圧値に影響していると考えられます。

高血圧の状態が長く続くと、血管の老化(動脈硬化)が早く進み、血管が詰まったり破れやすくなったり、脳卒中や心臓病を引き起こしやすくなります。血圧の高い人は、主治医などに相談をし、必ず服薬などの治療を受け、血圧値を安定させることが大切です。

●「高血圧を予防する」生活を心がけましょう

血圧とは、血液が血管を流れるときに血管にかかる“圧力”をいいます。高血圧を予防する生活として、

- ①塩分は控えめに：薄味で調味料は少なめに
- ②肥満を解消する：腹8分目にし、カロリーを制限
- ③果物や野菜をとる：カリウムやマグネシウムは減塩効果を高める
- ④アルコールは控えめに：1回1合、週2回の休肝日
- ⑤十分な睡眠とストレスをためない
- ⑥適度な運動を：1日30分程度の軽い運動を
- ⑦定期的に血圧を測る

手足がしびれたり、力が入らなかつたり、言葉がうまく出ないなどの症状は脳卒中の前ぶれですので、迷わず医療機関を受診しましょう。

血圧値は、測る時間や季節、体調に大きく左右されます。普段の自分の血圧値を知って、生活習慣を少しずつ改善していくことが大切です。

【問い合わせ先】健康推進課保健係(内線232)

■放射能測定結果一覧（1月分）

国の安全基準の目安（地上1mで毎時1マイクロシーベルト）を、すべての地点で下回っています。

※市の基準は、すべての高さで毎時1マイクロシーベルト

（単位：μSv/時）

測定月日	測定場所	場所（詳細）	測定結果			備考
			5cm	50cm	100cm	
H24.1.23	生出コミセン	玄関右脇雨樋	0.35	0.21	0.16	
H24.1.25	二又診療所	玄関前	0.14	0.13	0.12	
H24.1.25	飯森公民館	玄関左側雨樋	0.71	0.42	0.25	
H24.1.25	横田コミセン	西側倉庫北西角雨樋	0.27	0.27	0.20	
H24.1.25	最終処分場	埋設場所	0.18	0.18	0.18	
H24.1.25	竹駒コミセン	正面西側軒下	0.29	0.21	0.18	
H24.1.25	市役所庁舎前	南側1号棟出入口	0.05	0.05	0.05	
H24.1.25	サンビレッジ	玄関右側軒下	0.18	0.20	0.17	
H24.1.25	モビリア	センターハウス左側雨樋	0.74	0.37	0.24	
H24.1.26	矢作保育所	遊戯室前雨樋	0.15	0.11	—	
H24.1.26	下矢作保育園	玄関前雨樋	0.41	0.21	—	
H24.1.26	横田保育園	園庭	0.20	0.18	—	
H24.1.30	竹駒保育園	玄関前	0.24	0.13	—	
H24.1.26	長部保育所	園出入口排水口	0.08	0.10	—	
H24.1.26	高田保育所	すみれ軒下	0.26	0.11	—	旧米崎保育園
H24.1.27	米崎保育園	砂場付近	0.08	0.09	—	
H24.1.26	小友保育所	運動場中央	0.10	0.11	—	
H24.1.26	広田保育園	園庭中央	0.09	0.08	—	
H24.1.23	矢作小学校	遊具付近	0.14	0.14	—	
H24.1.23	気仙中学校	旧矢作小学校グラウンド	0.11	—	0.11	
H24.1.23	横田小学校	遊具付近	0.14	0.14	—	
H24.1.23	横田中学校	仮設グラウンド	0.09	—	0.09	
H24.1.23	竹駒小学校	遊具付近	0.12	0.14	—	
H24.1.23	長部小学校	遊具付近	0.09	0.09	—	
H24.1.24	高田小学校	グラウンド	0.07	0.07	—	
H24.1.24	第一中学校	南側仮設グラウンド	0.09	—	0.07	
H24.1.24	米崎小学校	仮設グラウンド	0.08	0.08	0.08	
H24.1.24	小友小学校	グラウンド	0.09	0.09	0.09	
H24.1.24	小友中学校	グラウンド（テニスコート）	0.09	—	0.09	
H24.1.24	広田小学校	校舎前	0.09	0.10	0.09	
H24.1.24	広田中学校	グラウンド	0.08	0.08	0.08	

※当面の間、毎月1回これらの地点で継続して測定していきます。

【問い合わせ先】 市民環境課環境安全係（内線130）、保育所（園）は社会福祉課（内線201）、小・中学校は学校教育課（内線314）

岩手労働局 就職支援ナビゲーター出張相談

期 日	相 談 会 場	期 日	相 談 会 場
2月21日(火) 11:30~13:30	広田コミセン	3月1日(木) 11:30~13:30	矢作小学校仮設団地
2月22日(水) 11:30~13:30	竹駒コミセン	3月2日(金) 正午~13:30	サンビレッジ高田
2月23日(木) 11:30~13:30	鳴石が丘公民館	3月5日(月) 11:30~13:30	鳴石が丘公民館
2月27日(月) 11:30~13:30	第一中学校仮設団地	3月6日(火) 11:30~13:30	広田コミセン
	細根沢地区仮設団地		滝の里北側仮設団地
	竹駒小学校仮設団地		細根沢地区仮設団地
2月28日(火) 11:30~13:30	広田コミセン	3月7日(水) 11:30~13:30	佐野地区仮設団地
	横田小学校仮設団地	3月8日(木) 11:30~13:30	モビリア
2月29日(水) 11:30~13:30	米崎中学校仮設団地	3月9日(金) 11:30~13:30	竹駒コミセン



自衛隊岩手地方協力本部から 自衛官募集のお知らせ

自衛隊岩手地方協力本部では、自衛官を募集しています。

▽募集要項

【一般幹部候補生】

▽受付期間 四月二十七日（金）まで

▽概要 陸海空の幹部自衛官を養成するコース

▽受験資格 二十歳以上二十六歳未満の者（二十二歳未満の者は大卒（見込含）※年齢は平成二十五年四月一日現在）

▽試験日 五月十二日（土）

▽採用 平成二十五年三月下旬～四月上旬

【予備自衛官補】

▽申込締切 四月四日（水）

▽概要 仕事をしながら「予備自衛官」を公募する制度

▽受験資格

①予備自衛官補（一般）十八

歳以上三十四歳未満の者（平成二十四年七月一日現在）

②予備自衛官補（技能）十八歳以上で看護師等国家資格等を有する者（資格などにより

五十三歳未満者）五十五歳未満の者（平成二十四年七月一日現在）

▽試験日 四月十三日（金）～十六日（月）のうち指定された一日

▽採用 本年七月以降

詳しくは、岩手地方協力本部 釜石地域事務所（☎0193-123-7854）まで。

申し込みを受け付けます

平成二十四年度各種検診

二月中旬に世帯ごとに各種検診申込書を郵送します。で、記入欄に必要事項を記入のうえ、市健康推進課に持参するか、返信用封筒に入れて返送してください。なお、健診申込書は、受診対象者のみに郵送しています。

詳しくは、健康推進課保健係（内線230・232）まで。

慎重に処理を

まきストーブなどの焼却灰

福島県で、民家で使用されたまきストーブの灰から、高濃度の放射線セシウムが検出されました。

安全確保のため焼却灰を次のとおり取り扱い願います。

① まきストーブなどの焼却灰とその他のごみを混ぜないでください。

② まきストーブなどの焼却灰は畑などへの散布、販売など、灰の発生場所からむやみに移動させないでください。

③ まきストーブの焼却灰はごみ集積所には出さず、透明の袋に入れて、清掃センターの指定場所に持参してください。

④ いずれの場合も、飛散や流出しないように袋に入れて保管、運搬を行ってください。詳しくは、市民環境課環境安全係（内線130）まで。

企業研究会から

じよぶ☆なび☆広場開催

気仙地区雇用開発協会では、高校生が、気仙管内の企業の仕事や産業の仕組みについて学習する「企業研究会じよぶ☆なび☆広場」を開催します。

▽日時 三月九日（金）午後一時～午後四時三十分

▽場所 大船渡地区合同庁舎

▽参加対象 高校一年生（特別支援学校高等部生徒を含む）

▽内容 参加企業が、自社の企業概要、特徴、仕事内容

必要とする資格などについて、説明を行います。

▽参加企業 気仙管内の企業・事業所

▽参加料 無料

▽申込方法 参加者の氏名、学校名を電話またはファクスで、三月五日（月）までにジヨブカフェ気仙に申し込んでください。

詳しくは、ジヨブカフェ気仙（☎2113456、ファクス2611551）

陸前高田斎苑から

動物炉休止のお知らせ

動物炉の点検修理のため動物の火葬業務を休止します。

▽休止期間 二月十五日（水）～二月二十日（月）

詳しくは、市民環境課環境安全係（内線130）まで。

県土地家屋調査士会から

無料相談所を開設

県土地家屋調査士会では、土地・建物などの無料相談会（事前予約制）を開催します。

▽内容 土地・建物の無料表示登記相談（土地の測量、分筆、地目変更、地籍更正などの相談）

▽日時 二月十五日（水）、二十一日（水）、二十九日（水）の午後一時～三時

▽会場 鳴石団地公園内プレハブ

詳しくは、県土地家屋調査士会事務局（☎0191-622-11276）まで。

森林を伐採する際は

「伐採届」の提出を

森林（保安林を除く）を伐採するときは、事前に市に伐採届を提出してください。

なお、保安林を伐採する場合は、事前に県知事の許可が必要で。

▽森林伐採の留意事項

・森林施業のためでも、主伐間伐を問わず届け出が必要です。
・伐採開始日の二十日から九十日前までに提出してください。
・無届伐採は、行政指導や罰則の対象になります。

詳しくは、農林課林政係（内線283）まで。

3月3日に開催します

「なげや なぎや なまひら」開催

アトリエMonopプロジェクトでは、桃の節句に合わせて、つるし雛の展示や詩の朗読、吹き出しなどを行います。

▽日時 三月三日（土）午前十時～午後三時

▽会場 竹駒コミセン

詳しくは、アトリエMonopプロジェクト村田（☎54-3523）まで。

被災した人の医療費免除措置は9月30日まで延長

東日本大震災により被災した人は、現在、医療機関などを受診した際に支払う一部負担金等が、医療保険者が発行した「一部負担金等免除証明書」（以下「免除証明書」）を医療機関などに提示することにより支払いが免除されています。

この免除の措置が9月30日まで延長されることになりました。（ただし、入院時の食事療養費などと療養費（※）にかかる免除は2月29日で終了します）現在使用している免除証明書は、医療機関が終期を「9月30日まで」と読み替えますので、そのまま使用してください。

▽変更になる点

- 一部負担金の免除の終期 2月29日 → 9月30日
- 入院時の食事療養および生活療養にかかる標準負担額の免除
厚生労働大臣が定める日 → 2月29日

▽医療費の負担が免除になる人

- ①住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者が行方不明である人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し現在収入がない人
- ⑥福島第一原発周辺の居住者で、政府の避難指示などの対象である人

国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の免除期間の延長措置は、加入している医療保険者に問い合わせください。

詳しくは、健康推進課国保係（内線140、141）まで。

（※）療養費とは、やむを得ず保険証をもたずに医療機関を受診した際や、柔道整復師などでの施術医師が認めた治療用装具を作成した場合などです。

紙上年金教室

源泉徴収票の確認と遺族基礎年金の請求を

●確定申告に必要な源泉徴収票は届いていますか？

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税および住民税の課税対象となります。

これらのうち「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の人は158万円以上）の人については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成23年1月から12月中に「老齢年金」を受け取っている人全員に平成24年1月までに源泉徴収票を送付しています。

源泉徴収票は、年金以外に所

得があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付申告をするときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失した場合は再交付ができますので、一関年金事務所または年金ダイヤル（☎0570-05-1165）まで申し出てください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

●遺族基礎年金の請求について

遺族基礎年金は、次のいずれかの人が亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。（ここでいう「子」とは、18歳到達年度の

末日までの人、もしくは20歳で1級・2級の障害の状態にある人をいいます）

- 1 国民年金の被保険者
- 2 国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- 3 老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている人

ただし、1、2の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上必要となります。

詳しくは、市民環境課（内線121・131）または一関年金事務所（☎0191-23-4246）まで。

平成24年3月

社会保険相談日程

2月22日（水）市役所第3仮庁舎 午前10時30分～午後3時30分

3月のごみ収集日について

指定ごみ袋などには行政区と世帯主の氏名を記入し、当日の朝8時30分までに集積場所に出してください。

燃えないごみ・空きびん・新聞・チラシほか収集日

町名	収集行政区	燃えないごみ	空きびん	新聞・チラシ 雑誌・段ボール
矢作	2区～7区	28日(水)	21日(水)	14日(水)
	8区～14区	22日(木)	15日(木)	8日(木)
	1区、15区、16区	23日(金)	16日(金)	9日(金)
横田	全域	15日(木)	8日(木)	1日(木)
竹駒	全域	21日(水)	14日(水)	7日(水)
気仙	4区	6日(火)	27日(火)	24日(土)
	1区～3区、5区、6区	16日(金)	9日(金)	2日(金)
	7区～9区	26日(月)	19日(月)	12日(月)
	10区～14区	27日(火)	24日(土)	13日(火)
高田	1区～3区、17区	5日(月)	26日(月)	19日(月)
	4区、5区、16区	6日(火)	27日(火)	24日(土)
	6区～8区	7日(水)	28日(水)	21日(水)
	9区、11区、12区甲乙	1日(木)	22日(木)	15日(木)
	10区、13区～15区	2日(金)	23日(金)	16日(金)
米崎	1区～5区甲乙	12日(月)	5日(月)	26日(月)
	6区甲乙～11区	13日(火)	6日(火)	27日(火)
小友	1区～7区	14日(水)	7日(水)	28日(水)
	8区～10区	8日(木)	1日(木)	22日(木)
広田	12区、13区	8日(木)	1日(木)	22日(木)
	1区～3区、11区、14区、15区	9日(金)	2日(金)	23日(金)
	4区～7区	19日(月)	12日(月)	5日(月)
	8区～10区	24日(土)	13日(火)	6日(火)

- ごみは指定の袋で出すようにしてください。
- 清掃センターでは、事業者から出る発泡スチロールやPPバンドについては受け入れませんので、持ち込まないようにしてください。
- 庭先や空き地での家庭ごみの焼却は禁止されています。
詳しくは、市民環境課環境安全係(内線130)まで

燃えるごみ収集日

矢作1～16区	(水)(土)
横田1～8区	(火)(金)
竹駒1～7区	(火)(金)
気仙1～14区	(水)(土)
高田1～5区と16区	(月)(木)
高田6～15区と17区	(火)(金)
米崎1～11区	(火)(金)
小友1～10区	(月)(木)
広田1～15区	(月)(木)

※祝日は収集しません。

ごみを出す際の注意

- ・仮設住宅に住んでいる人は、仮設住宅専用の集積場所に出してください。
学校専用の集積場所などには出さないでください。
- ・布団やブルーシートを出す際は、小さくたたんで、丈夫なひもでしばって出してください。
- ・段ボールは50cm×60cm以内の大きさにして、紙ひもでしばって出してください。
- ・ごみを多量に出す場合は、清掃センターに直接持ち込んでください。

移動図書館車「やまびこ号」3月運行案内

3月の移動図書館車「やまびこ号」は図書回収作業となります。

期日	時間	場所	時間	場所
3月7日 (水)	10:20～10:50	竹駒小学校	14:30～14:50	米崎保育園・高田保育所
	13:10～13:40	小友小学校・小友中学校	15:10～15:40	モビリア仮設住宅(仮設店舗付近)
	13:50～14:10	小友保育所		
3月14日 (水)	10:20～10:50	高田小学校	14:00～14:30	矢作保育所・阿部商店前
	11:00～11:30	希望ヶ丘病院	15:00～15:30	石橋屋商店(生出地区)
	13:10～13:40	矢作小学校(体育館脇)		
3月21日 (水)	10:20～10:50	長部小・気仙小学校(学校裏体育館付近)	14:30～14:55	下矢作保育園
	13:10～13:40	横田小学校	15:10～15:40	スポーツドーム仮設住宅
	13:45～14:10	横田保育園		
3月28日 (水)	10:20～10:50	米崎小学校	14:30～15:00	長部保育所
	13:10～13:40	広田小学校・広田中学校	15:20～15:40	米崎中学校仮設住宅
	13:45～14:10	広田保育園	16:00～16:20	米崎中学校(米崎小)

※天候、道路状況などにより巡回時間に遅れる場合や、駐車場所を周辺に移動する場合があります。また、悪天候などにより巡回を中止する場合があります。

※4月の日程はあらためてお知らせします。

詳しくは、生涯学習課(内線303)まで。

◆編集・発行◆ 陸前高田市企画部協働推進室 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-2111(内線172)
ホームページ <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp> Eメール kyoudou@city.rikuzentakata.iwate.jp



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用